

事業者による個人番号の事前収集について



Q. 税や社会保険の手続きに関して個人番号関係事務実施者となる事業者は、平成28年1月（個人番号の利用開始）以前に、従業員などから個人番号を収集することは可能ですか。

A. 個人番号の通知を受けている本人から、平成28年1月（予定）から始まる個人番号関係事務のために、あらかじめ個人番号を収集することは可能です。



✓ ポイント1

- 番号法第19条第3号においては、本人から個人番号関係事務実施者に対して当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供することが認められており、住民への個人番号の通知が始まる平成27年10月（予定）に施行されます。同様に、第12条等※についても、平成27年10月に施行されることから、番号法上、個人番号関係事務実施者が、平成28年1月以前に、個人番号関係事務の準備のため、あらかじめ従業員に対して個人番号の提供を求め、収集・保管し、特定個人情報ファイルを作成することができます。

- ※
 - 個人番号関係事務実施者に対して個人番号の安全管理を義務づける第12条
 - 個人番号の提供の求めを第19条各号で特定個人情報の提供が認められる場合に制限する第15条
 - 特定個人情報の収集・保管を第19条各号により特定個人情報の提供が認められる場合に制限する第20条
 - 特定個人情報ファイルの作成を個人番号関係事務の処理をするために必要な範囲に制限する第28条

✓ ポイント2

- 個人番号関係事務で利用するため、あらかじめ本人から個人番号を収集する場合には、第12条に基づく安全管理措置として、番号法第16条による本人確認措置と同様の措置を講ずる必要があります。